

貯法 室温保存、気密容器

犬用セフェム系抗生物質

要指示医薬品 指定医薬品

セファクリア錠 75
セファクリア錠 300

(一般的名称:セファレキシン錠)

	セファクリア錠 75	セファクリア錠 300
承認指令番号	24動薬第3446号	24動薬第3447号
販売開始	2012年10月	

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、セフェム系抗生物質セファレキシンを有効成分とする動物用医薬品です。セファレキシンは、ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属等のグラム陽性菌及び大腸菌、クレブシエラ属、プロテウス属等のグラム陰性菌に対して、広い抗菌スペクトルを有します。また、本剤は片面に1/2割線のある橙色の円形錠剤で、嗜好性の高い素材を配合しており、犬に容易に投与することができます。

【成分及び分量】

本品1錠中

品名	有効成分	含量
セファクリア錠 75	セファレキシン	1錠(170 mg)中 75 mg(力価)
セファクリア錠 300	セファレキシン	1錠(425 mg)中 300 mg(力価)

その他、本剤は、魚由来ペプチド(タンパク加水分解物)及び酵母エキスを含む。

【効能又は効果】

犬：有効菌種 本剤感受性のブドウ球菌
適応症 細菌性皮膚感染症

【用法及び用量】

セファクリア錠 75

1 回体重 1 kgあたりセファレキシンとして 15 mg(力価)
(体重 2.5 kgあたり 1/2 錠)を 1 日 2 回 7 日間経口投与する。
ただし、2 回の投与間隔を最低 10 時間とする。

セファクリア錠 300

1 回体重 1 kgあたりセファレキシンとして 15 mg(力価)
(体重 10 kgあたり 1/2 錠)を 1 日 2 回 7 日間経口投与する。
ただし、2 回の投与間隔を最低 10 時間とする。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。

(使用者に対する注意)

- ・本剤の成分又はセフェム系抗生物質に対する過敏症を有する人は本剤を取り扱わないこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に準い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に準い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・本剤を取り扱った際、皮膚の発赤などの過敏症の症状が現れたときは、医師の診察を受けること。
- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

(犬に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

① 禁忌

- ・本剤の成分又はセフェム系抗生物質ならびにペニシリン系抗生物質に対する過敏症を有する犬には投与しないこと。

② 対象動物の使用制限等

- ・腎機能に高度な障害がある場合には本剤の体内残留時間が長くなる可能性があるため、慎重に投与すること。

③ 副作用

- ・本剤の投与により、一過性の嘔吐、食欲不振がみられることがある。

④ その他の注意

- ・尿糖検査では偽陽性を呈する事があるので注意すること。

【薬理学的情報等】

(薬効薬理)

セファレキシンは、細菌の細胞壁合成を阻害して殺菌作用を示し、グラム陽性菌及びグラム陰性菌に対して、広い抗菌スペクトルを有する。

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術
〒102-0073
東京都千代田区九段北一丁目11番5号
TEL: 03-3264-7556

【包装】

セファクリア錠 75 200錠(PTP包装 10錠×20シート)
セファクリア錠 300 100錠(PTP包装 10錠×10シート)

販売業者

共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南1-5-10

製造販売業者

三宝製薬株式会社
東京都新宿区下落合2-3-18

開発元

獣医医療開発株式会社
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-133-1

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

CCAB01-JS1510